

訪問型サービス事業所管理者様
通所型サービス事業所管理者様
居宅介護支援事業所管理者様
市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市福祉部長寿社会政策課長

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について(通知)

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年3月16日付で、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正(素案)について、事務連絡を送付させていただいておりましたが、市民意見公募の結果、及び市民意見公募を経て改正された要綱を市ホームページに掲載しましたのでお知らせします。市内各事業所様におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、改正内容については素案からの変更はございません。

また、令和3年4月からの要綱改正に対応した単位数マスタ(確定版)及びサービスコード表を市ホームページに掲載しましたので、併せてお知らせします。

記

1. 改正内容の概要

(1) 改正省令の公布を踏まえた改正

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。

(令和3年4月1日施行)

(2) 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号。以下「告示72号」という。)の制定を踏まえた改正

令和3年度介護報酬改定を踏まえ、告示72号が制定されたことに伴い、告示72号と同様の改正を行う。(令和3年4月1日施行)

市ホームページに市民意見公募の結果、及び市民意見公募を経て改正された要綱を掲載しておりますのでご確認ください。

【市ホームページ—市政情報—市政への参加—意見公募手続—令和2年度(2021年度)案件】

(URL: <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/ikenkobo/r02/20210316.html>)

2. 令和3年4月からの要綱改正に対応した単位数マスタ(確定版)及びサービスコード表の掲載場所

市ホームページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉→介護保険→介護予防・日常生活支援総合事業

<お問い合わせ>

豊中市 福祉部

長寿社会政策課 計画推進係 担当: 溝田・小林

TEL: 06-6858-2837 FAX: 06-6858-3146

Mail: chouju@city.toyonaka.osaka.jp